

## 道路法の手続きに関する事務取扱い要領細則

この細則は、道路法の手続きに関する事務取扱い要領第10条の規定に基づき、同要領施行に関し、必要な事項を定める。

### 1 適用

この要領は、建設緑政局、道路公園センター（道路管理者）が施工する道路新設、改築等の工事で道路法第8条路線の認定、同法第10条路線の廃止、同法第18条道路の区域決定及び供用開始の手続きが必要な場合に適用する。

### 2 認定等の時期及び意義

認定等は、道路を道路法上の道路として成立し、道路法が全般的に適用されるための極めて重要な行為であるので、要領第3条に定める時期までに必ず手続きをとること。

なお、都市計画道路については、事業認可後、路線の認定等の手続き依頼を遅滞なく行うこと。

### 3 依頼の手続き等

要領第4条に定める依頼の手続きは、次のとおりとする。

#### (1) 依頼書の提出部数

依頼書の提出部数は正本1部、副本1部とし、各々に必要な図書を添付する。

#### (2) 事務の流れ

ア 道路公園センター土木整備担当は、道路河川整備部において該当事業を主管する課（以下、事業課）と協議し、道路法の手続き依頼書を起案し、道路公園センター財産管理担当に合議の上、事業課の確認を得て、道路河川管理部管理課に依頼書を提出する。

イ 都市基盤整備事務所は、事業課、道路公園センター土木整備担当及び財産管理担当と協議し、道路法の手続き依頼書を起案し、事業課の確認を得て、道路河川管理部管理課に依頼書を提出する。

ウ まちづくり局は、道路河川管理部管理課と協議し、道路法の手続き依頼書を起案し道路河川管理部管理課に依頼書を提出する。

エ 事務フローは、別紙1とする。

#### (3) 依頼書の記載方法

依頼書の記載方法は、次のとおり。

##### ア 事由

工事の内容を記入する。

##### イ 依頼内容

依頼する事項の□にレ印を付ける。

ウ 告示希望年月日

特に告示日を指定する場合に記入する。

エ 供用開始年月日

幹線道路の道路切替え等、供用開始が決まっている場合に記入する。

オ 道路の種類

該当する道路の種類を○で囲む。

カ 路線名

道路の改築又は供用開始の場合は、その道路の路線名を記入する。

道路新設の場合は記入しない。

キ 場所

道路法の手続きを依頼する箇所（工事箇所）の地番を記入する。

ク 延長

道路法の手続きを依頼する箇所（工事箇所）の延長を記入する。

ケ 道路の幅員

（ア）新設道路の場合、新設道路の幅員を「新」の欄に記入する。

道路幅員が一定していない場合は、最大及び最小幅員を記入する。

（イ）道路拡幅の場合、従来の道路認定幅員を「旧」の欄に記入し、「新」の欄には拡幅後の道路幅員を記入する。

道路幅員が一定していない場合は、最大及び最小幅員を記入する。

#### 4 添付図書の作成方法等

要領第5条に定める添付図書は、既存道路の認定幅員を確認し、次により作成すること。

##### （1）位置図

明細図等を使用し、依頼する道路の位置を明示する。

##### （2）認定路線網図

認定路線網図に依頼する道路の位置を明示する。

##### （3）平面図

ア 路線の認定、道路の区域決定、変更及び供用開始の場合

（ア）路線の認定、道路の区域決定、変更及び供用開始の場合は、道路計画平面図を添付する。また、供用開始の場合は道路工事完成平面図を添付する。

（イ）路線の認定、道路の区域決定、変更又は供用開始をする部分を赤色で表示し、その内容が分かるよう引き出し線等で明示する。

（ウ）道路の幅員を記入する。

a 区域決定

道路区域が一定していない場合は、最大及び最小幅員を明示する。

b 区域変更

(a) 従来の道路区域の幅員を明示し、更に従来の道路区域を含め新たな道路区域の幅員を明示する。

(b) 道路区域が一定していない場合は、従来の道路区域の最大及び最小幅員を明示し、更に従来の道路区域を含め新たな道路区域の最大及び最小幅員を明示する。

(c) 供用開始

区域決定、区域変更の例による。

(エ) 道路の延長を記入する。

路線の認定、道路の区域決定、変更又は供用開始する部分の延長を記入する。

イ 路線廃止の場合

(ア) 道路台帳平面図等を添付する。

(イ) 廃止する部分を黄色で表示する。

(ウ) 廃止する道路の延長を記入する。

(4) 丈量図

ア 丈量図については、次により着色する。

(ア) 現道の区域 — 茶色 (水路敷地は青色、青地等の官地は緑色で表示する。)

(イ) 新たに道路となる区域 — 赤色

(ウ) 廃道する区域 — 黄色

イ 現道、水路敷地、青地等の官地ごとに、それぞれ求積すること。

(5) 公図

道路線形を明示し、丈量図の場合と同様に着色する。

(6) 測量成果

多角点・境界点網図、確定図 (mm止め)、幅員図及び修正箇所図を添付する。

(7) 承諾書

土地境界確定等取扱規則第7条に定める承諾書を添付する。

(8) 土地所有者調書

関係する土地所有者の調書を添付する。

(9) 道路縦断図、横断図

完成した道路の縦断図、横断図を添付する。

(10) その他

上記のほか、道路法の手続き上、特に必要な図書を添付する。

## 5 依頼時期

要領第6条に定める路線の認定、廃止議案に係わる依頼書の提出期限は、次のとおりとする。

定例会市議会開催期間	依頼書提出期限
3月定例会市議会 2月下旬～3月下旬	前年11月中旬
6月定例会市議会 6月上旬～6月下旬	同年2月下旬
9月定例会市議会 9月上旬～10月上旬	同年5月下旬
12月定例会市議会 11月下旬～12月下旬	同年8月中旬

## 6 道路台帳の修正

道路台帳は供用開始の手続きが取られない限り修正されないもので、工事が完成した場合は、区長等は遅滞なく、建設緑政局長に供用開始手続き依頼をすること。

## 7 道路法の手続き等

- (1) 道路の新設に伴う道路法手続き — 別紙2
- (2) 道路の改築（拡幅）に伴う道路法の手続き — 別紙3
- (3) 路線の廃止等に伴う道路法の手続き — 別紙4

(施行期日)

この細則は、平成8年12月1日から施行する。

(施行期日)

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

(施行期日)

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

(施行期日)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

(施行期日)

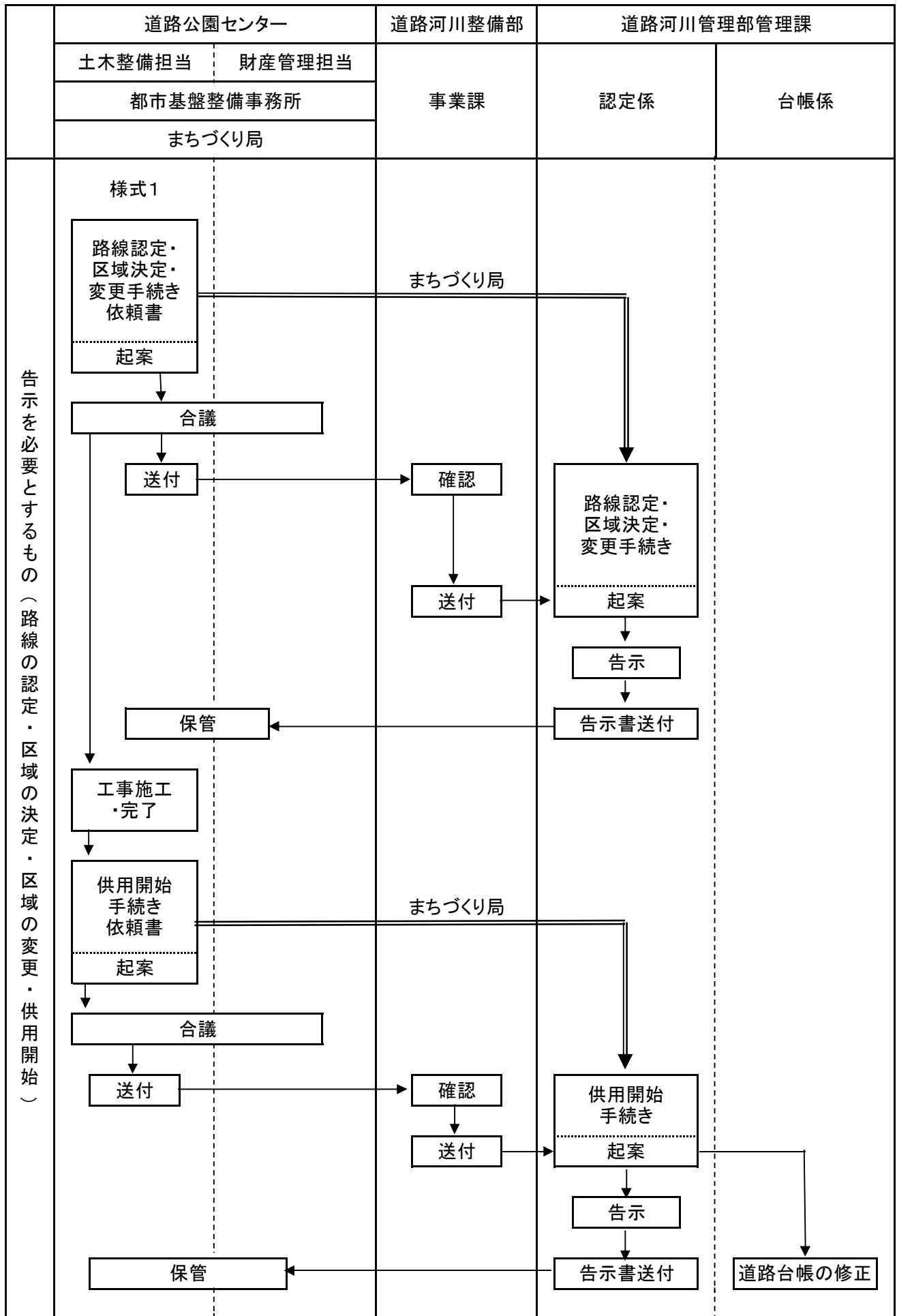
この細則は、令和2年10月1日から施行する。

(施行期日)

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

この細則は、令和5年4月1日から施行する。



事務の流れ	備考
<pre> graph TD     A[道路新設計画] -- "法8条2項" --&gt; B[路線の認定議案 提案・議決]     B -- "法8条1項" --&gt; C[路線の認定 手続き]     C -- "法9条" --&gt; D[路線の認定 告示]     C -- "法18条1項" --&gt; E[道路区域の 決定手続き]     E -- "法18条1項" --&gt; F[道路区域の 告示]     E --&gt; G[用地の 権原取得]     G -- "法91条2項" --&gt; H[道路法の準用]     H --&gt; I[道路新設工事 施工・完了]     I -- "法18条2項" --&gt; J[供用開始の 手続き]     J -- "法18条2項" --&gt; K[供用開始の 告示]             </pre>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 路線の認定議案 道路の新設計画が明確になった段階で、路線の認定議案書を作成し、直近の議会に提案する。</li>   <li>2 路線の認定 路線の認定議案議決後、路線の認定に関する事務手続きを行い、路線の認定告示をする。</li>   <li>3 道路区域の決定 路線の認定をした場合は、遅滞なく区域決定に関する事務手続きを行い、区域決定告示をする。</li>   <li>4 道路用地の権原取得 道路となる用地の権原を取得する。 ①用地買収による場合 ②敷地寄附による場合</li>   <li>5 道路法の準用 道路の区域が決定され、道路管理者が用地の権原を取得すると供用開始前であっても道路法が準用される。</li>   <li>6 供用の開始 道路工事が完成し、道路を一般の交通の用に供するよう整備されたとき、供用開始の手続きを行い、供用開始告示する。</li> </ol>

事務の流れ	備考
<pre> graph TD     A[道路の拡幅計画] -- "法18条 1項" --&gt; B[現道の区域変更 手続き]     B -- "法18条 1項" --&gt; C[道路区域の 変更告示]     B --&gt; D[拡幅部分の 用地買収]     D -- "法91条 2項" --&gt; E[道路法の準用]     E --&gt; F[道路拡幅工事 施工・完了]     F -- "法18条 2項" --&gt; G[拡幅部分の 供用開始の 手続き]     G -- "法18条 2項" --&gt; H[供用開始の 告示]     </pre>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区域の変更 道路の拡幅工事計画が明確になった段階で、現道の区域変更手続きを行い、区域変更告示をする。</li>   <li>2 道路用地の権原取得 道路となる用地の権原を取得する。 ①用地買収による場合 ②敷地寄附による場合</li>   <li>3 道路法の準用 道路の区域が決定され、道路管理者が用地の権原を取得すると供用開始前であっても道路法が準用される。</li>   <li>6 供用の開始 道路工事が完成し、道路を一般の交通の用に供するよう整備されたとき、供用開始の手続きを行い、供用開始告示する。</li> </ol>

事務の流れ	備考
<pre> graph TD     A[売り払い申請] -- 法10条3項 --&gt; B[路線の廃止に関する議会の議決]     B -- 法10条1項 --&gt; C[路線の廃止手続き]     B -- 法18条1項 --&gt; D[区域の変更手続き]     C -- 法10条3項 --&gt; E[路線の廃止告示]     D -- 法18条1項 --&gt; F[区域の変更告示]     E -- 法92条1項 --&gt; G[不用物件の管理期間]     F -- 法92条1項 --&gt; G     G --&gt; H[財産管理者への譲与許可申請]     H --&gt; I[財産管理者からの譲与許可]     I --&gt; J[売り払いの事務手続き]     J --&gt; K[用地課依頼]     J --&gt; L[申請人に売り払い決定通知]     </pre>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 売り払い申請 売り払い申請があった場合は、道路としての用途を廃止するため、路線の廃止又は区域の変更手続きを行い、路線の廃止告示又は区域変更の告示をする。 路線の廃止告示は、議会の議決後行う。</li>   <li>2 不用物件の管理期間 告示した日から市道については、2ヶ月、県道については4ヶ月廃道路敷を不用物件として管理する。</li>   <li>3 国土交通省所管国有財産譲与許可申請 管理期間経過後、廃道路敷が国有財産であれば、管理者(県知事)あて、譲与許可申請を行い、市有財産とする。</li>   <li>4 売り払いの事務手続き 譲与許可を受けた後、売り払いに関する事務手続きを行い、用地課に土地売買契約の締結等の手続きを依頼すると共に申請人に売り払い決定通知を行う。</li>   <li>5 用地課の事務             <ul style="list-style-type: none"> <li>・売り払い価格の決定</li> <li>・土地売買契約書の締結</li> <li>・廃道路敷の登記</li> </ul> </li> </ol>



別表

第5条関係

依頼内容 添付図書の種類	路線の認定	区域決定	区域変更	供用開始	路線の廃止
位置図	○	○	○	○	○
認定路線網図	○	○	○	○	○
平面図	○	○	○	○	○
丈量図	○	○	○	○	○
公図(写) (土地所有者が記入 されているもの)	○	○	○	○	○
測量成果				○	
土地承諾書				○	
土地所有者調書				○	
道路横断図・縦断図				○	

(注) 複数の依頼をする場合は、内容が重複する図面は添付しない。

\*例 - 路線の認定と区域決定の場合は、区域決定の図面添付する。